

届け出のしかた

届け出をする際は、印鑑のほか、国民健康保険加入者は保険証、国民年金加入者は年金手帳を忘れずにお持ちください。届け出の時間は、午前8時30分～午後5時15分。

また、届け出のとき、印鑑登録も一緒に済ませると便利です。

届け出	届け出の期間	届け出に必要なもの	受付場所
転入届 他の市区町村から秋田市へ住所を移したとき	転入してから14日以内	①前に住んでいた市町村から交付された転出証明書 ②印鑑 ③国民年金に加入しているかたは年金手帳と保険料の領収書 *国民健康保険に加入するかたは窓口にお申し出ください (国保に加入する際は、保険料額の計算のため平成12、13年分の源泉徴収票をお持ちください)	市民課 土崎支所 新屋支所 *国民年金は、国民年金課、土崎支所、新屋支所で手続きしてください
転出届 秋田市から他の市区町村へ住所を移すとき	転出する前 転入先の市区町村に提出する転出証明書を交付します。転出先の住所を確かめてからおいでください	①印鑑 ②国民健康保険に加入しているかたは保険証 ③印鑑登録をしているかたは印鑑登録証	
転居届 秋田市内で住所を移すとき	引っ越しをしてから14日以内	①印鑑 ②国民健康保険に加入しているかたは保険証	
転校	住民異動届(転入・転出・転居)をすると、転校に必要な書類を交付します。交付された書類を、学校に提出して指示を受けてください		

国保や国民年金は就職・退職の際も届け出を

国民健康保険や国民年金の届け出は、転入・転出の際だけでなく、就職や退職した際にも必要です。忘れずをお願いします。

国民健康保険課☎(866)2099 国民年金課☎(866)2097

転勤などで海外へ転出されるかたへ

～市税に関する手続きはお済みですか？

海外に転出した後でも、1月1日に土地や家屋を所有していたかたや、前年中に所得があったかたなどに、固定資産税や市民税などが課税される場合があります。また4月1日に軽自動車やバイクを所有しているかたには軽自動車税が課税されます。納税通知書の送り先や納め方についてご相談ください。

市民税課☎(866)2054



もうすぐ、引っ越しのシーズン。住民異動の手続きを忘れると、選挙で投票ができなかったり、国民年金が正しく受給できなくなったり、困りごとがいろいろ出てきます。

引っ越しをしたなら...
14日以内に住民異動の届け出を

引っ越し前は

こちらの手続きもお忘れなく！

水道▶市水道局☎(823)8431
 料金の精算をしますので、お引っ越しの1週間くらい前に、「水道使用量・料金等のお知らせ」に記載している「お客さま番号」をご確認のうえ、水道局に電話でご連絡ください。

ガス▶東部ガス☎(832)6595
 お引っ越しの1週間くらい前までに、転居先の住所と検針票、領収書に記載されているお客様番号をご確認のうえ、東部ガス(株)に電話でご連絡ください。

電気▶東北電力秋田営業所
 ☎(833)2900・☎(833)0151
 お引っ越しの1週間くらい前までに、「電気ご使用量のお知らせ」などに記載している「お客さま番号」および引っ越し日、引っ越し先を、東北電力秋田営業所に電話でご連絡願います。

NHK▶NHKフリーダイヤル
 ☎0120 151515
 住所変更のご連絡はNHKフリーダイヤルへお願いします。

郵便▶中央郵便局郵便課
 ☎(823)2900
 郵便局窓口に置いてある「転居届け」のはがき(押印必要)を出してください。向こう1年間、転居先に郵便物を転送いたします。

